

# 公益財団法人福岡アジア都市研究所補助金交付要綱

## (通則)

第1条 公益財団法人福岡アジア都市研究所補助金(以下「補助金」という。)の交付については、福岡市補助金交付規則(昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。)に定めがある場合を除くほか、この要綱に定めるところによる。

## (目的)

第2条 公益財団法人福岡アジア都市研究所(以下「財団」という。)の実施する都市政策に関する調査研究、知識の普及及び情報の収集、提供、アジア諸都市との研究交流並びにこれらに関連する事業は、福岡市の都市政策推進及び地域社会の発展に寄与するものであり、公益性・公共性の高い事業であるため、補助金を交付するもの。

## (補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 都市政策に関する調査研究に関する事業
- (2) アジアネットワークの形成に関する事業
- (3) 情報の収集、分析、加工、発信に関する事業
- (4) 人材の育成に関する事業
- (5) その他、市長が必要と認める事業

## (補助金の金額)

第4条 補助金の額については、前条に掲げる補助事業を財団が実施するために必要な経費のうち、次の各号に掲げる財団の収入で賄うものを除いた額とする。ただし、その額が予算の額を超えた場合は、その超えた部分については交付しない。

- (1) 基本財産運用収入
- (2) 賛助会費収入
- (3) 受託事業収入
- (4) 負担金収入
- (5) 助成金収入
- (6) 雑収入
- (7) 前各号に掲げる収入のほか、市長が特に認めるもの

## (補助金交付の申請期限)

第5条 財団は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業を行う年度の4月1日までに規則第4条の規定による申請書を提出しなければならない。

(補助金の交付時期)

第6条 市長は、補助金の交付を決定したときは、財団の事業計画に基づき、毎四半期において市長が必要と認める額を毎四半期の最初の月に財団に交付するものとする。

(間接補助金を交付する基準)

第7条 財団が間接補助金を交付しようとする場合は、次に定める交付基準に基づき交付すること。

- (1) アジア地域を対象とした研究を行う若手研究員の育成を目的とすること。
- (2) アジア地域とは別表第1に掲げる国及び地域とする。
- (3) 間接補助金は別表第2のと通りの用途の範囲及び限度額とする。

(間接補助事業の成果を審査する基準)

第8条 財団は、交付先で実施される間接補助事業について、活動実施報告書に基づき、その成果を審査すること。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、総務企画局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 22 年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年4月1日から施行する。

(期間)

この要綱は、平成 33 年3月 31 日をもって、廃止する。

別表第1 (第7条関係)

(順不同)

国 及 び 地 域 名	
中華人民共和国	バングラデシュ人民共和国
日本国	ブータン王国
大韓民国	インド
北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)	モルディヴ共和国
モンゴル国	ネパール王国
台湾	パキスタン・イスラム共和国
香港	スリランカ民主社会主義共和国
マカオ	
ブルネイ・ダルサラーム国	
カンボジア王国	
インドネシア共和国	
ラオス人民民主共和国	
マレーシア	
ミャンマー連邦	
フィリピン共和国	
シンガポール共和国	
タイ王国	
ベトナム社会主義共和国	
東チモール民主共和国	

別表第2 (第7条関係)

奨励金の使途範囲	限度額
申請者が実施する現地調査に係る交通費、滞在費、資料購入費、調査協力謝礼	1人1回につき 20万円以内

